

岩倉市地域猫活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市内に生息する飼い主のいない猫の不必要な繁殖及び周囲に対する迷惑の未然防止を図るため、岩倉猫の会が行う地域猫活動に対して岩倉市（以下「市」という。）が支援することにより、市民の快適な生活環境の確保を協働して推進する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(岩倉猫の会への支援)

第2条 市は、岩倉猫の会に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地域猫に関する相談、苦情等への対応
- (2) 地域猫活動に係る啓発
- (3) 避妊・去勢手術に係る補助金の交付

(補助金の交付)

第3条 前条第3号の補助金の交付は、岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）に定めるところによる。

(実績報告書の提出)

第4条 岩倉猫の会は、毎年4月末日までに、地域猫活動実績報告書（別記様式）により前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 市及び岩倉猫の会は、事業の実施に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岩倉市地域ねこ支援活動事業要綱の廃止)

2 岩倉市地域ねこ支援活動事業要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

別記様式（第4条関係）

地域猫活動実績報告書

年 月 日

岩倉市長

殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

電 話 番 号

年度に実施した地域猫活動について、岩倉市地域猫活動支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 避妊・去勢手術について

	おす	めす	計
手術匹数			

2 地域猫活動全般について（清掃、啓発、トラブル対応など）